

こにゃんイラストの使用法

<イラストは3種類です>

❖色・形などを変えての使用はできません

❖こにゃんの名前の右上に®マーク(登録商標マーク)を明記してください

但し、文章中にこにゃんの紹介がある場合や、文字を入れることが困難な場合(要相談)は除く
!こにゃん市観光大使の肩書は入れなくても可!

<使用例①>



こにゃん市観光大使
こにゃん®

字体・位置・色・サイズは自由です
②但し読める範囲であること

<使用例②>



こにゃん市観光大使
こにゃん®

<使用例③>

こにゃん市観光大使
こにゃん®



登録商標マーク(とうろくしょうひょうマーク)、登録商標記号(とうろくしょうひょうきごう、英語: The registered trademark symbol, ®, Rの囲み文字)は、**特定の国や地域において、直前**にある語句や記号が登録された**商標**(商品商標あるいは役務商標(サービスマーク))であることを知らせるためのシンボルマーク(象徴記号)である。"R"は"Registered Trademark"(登録商標)の頭文字。Rマーク(アールマーク)やマルR(マルアール)と呼ぶこともある。

【問い合わせ】 一般社団法人湖南省観光協会 滋賀県湖南省岩根678-28
☎0748-71-2157 FAX0748-72-9622 ✉info@burari-konan.jp